

令和 8 年 10 月

職員の給与等に関する報告及び勧告

新潟県人事委員会

令和 8 年人事委員会報告及び勧告に当たって

新潟県人事委員会

委員長 氏家信彦

- 1 職員の皆様には、県民の皆様の暮らしを支えるとともに、将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、日々取り組んでいただいていることに、心から敬意を表します。
- 2 本県では、少子高齢化や人口減少の進行に伴い行政課題が複雑化・多様化し、また自然災害リスクが増大する懸念がある中、県民の皆様に質の高い行政サービスを安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- 3 そのためには、公務を担う職員に職務・職責を考慮した適正な給与水準を確保するとともに、職員一人ひとりが意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮し、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。こうした取組により、一層厳しさを増す人材確保において、有為な人材から新潟県庁が働く場として選ばれることにもつながるものと考えます。
- 4 本委員会では、県内民間企業における賃上げの動き等を踏まえ、給料表については、業務遂行に重要な役割を担う中堅層以上の職員に昨年を上回る引上げ改定を行うとともに、初任給を引き上げることとし、併せて、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げることとしました。
- 5 職員のやりがいの向上に向けては、各種研修や人事制度の活用とともに、職員間の対話により支援し合うことを通じて、仕事の意義や有用感を実感できる職場づくりを期待します。加えて、職員に

とって働きやすい職場となるよう、長時間勤務の是正やハラスメントの防止に取り組むとともに、職員の状況に応じた柔軟な働き方を推進することも重要です。

6 人材確保に向けては、これまで重点的に取り組んできた受験しやすい採用試験制度への見直しにより、今春の試験では、昨年を上回る受験者数及び合格者数を確保することができました。今後は、試験制度の見直しと併せ、「新潟県庁ならではの魅力」を改めて整理し、効果的に発信できるよう、広報活動の強化にも取り組んでまいります。

7 本年の給与勧告は、給料表及び期末・勤勉手当について、5年連続の引上げになります。これにより、職員の皆様が引き続き高い倫理観を持って、これまで以上に職務に精励され、県民の負託に応えることを期待しております。

8 人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものであり、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着してきたものです。

県議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されますよう要請いたします。

また、県民の皆様には、本委員会が行う給与勧告の意義及び職員の適正な処遇を確保することの必要性について、御理解をいただきたいと思っております。



新 人 委 第 151 号
令 和 8 年 10 月 8 日

新潟県議会議長 小 島 義 徳 様

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

新潟県人事委員会委員長 氏 家 信 彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行ってきたが、その結果は以下のとおりである。

第 1 職員の給与について

1 職員の給与

本委員会が、本年 4 月 1 日現在で実施した「令和 8 年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員数は、一般職員 5,645 人、警察官 3,929 人、県立学校職員 3,485 人、市町村立学校職員 7,971 人、計 21,030 人となっており、昨年に比べ 298 人減少している。

また、平均年齢は 42.5 歳、平均経験年数は 20.1 年、男女別構成は男 60.9%、女 39.1%、学歴別構成は大学卒 81.5%、短大卒 7.2%、高校卒 11.3%、中学卒 0.0%となっている。（資料第 1 表、第 2 表）

(2) 平均給与月額等

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の 7 種 13 給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年 4 月における平均給与月額（注）は、給料 379,754 円、扶養手当 9,904 円、地域手当 2,295 円、その他の手当 19,366 円、

計411,319円となっている。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢43.7歳、平均経験年数21.4年）の平均給与月額は、給料354,152円、扶養手当9,213円、地域手当2,372円、その他の手当20,252円、計385,989円となっている。（資料第1表、第2表）

（注）定年が段階的に引き上げられるに伴い、「一般職の職員の給与に関する条例」附則第17項又は「市町村立学校職員の給与に関する条例」附則第9項の規定により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、これらの規定により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内888事業所のうちから、186事業所を層化無作為抽出法（注）によって抽出の上、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76種類の職務に従事する者7,220人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

（注）特定の条件（規模、産業等）によりグループ（層）を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

表1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で26.1%（昨年33.2%）、高校卒で13.9%（同17.4%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で70.4%（同77.6%）、高校卒で93.4%（同80.3%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で29.6%（同22.4%）、高校卒で6.6%（同19.7%）となっており、減額し

た事業所は昨年に引き続きなかった。

表 1

民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴	項目 企業規模	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	26.1 (33.2)	70.4 (77.6)	29.6 (22.4)	0.0 (0.0)	73.9 (66.8)
	500人以上	28.0	92.1	7.9	0.0	72.0
	100人以上 500人未満	24.7	50.9	49.1	0.0	75.3
高 校 卒	規 模 計	13.9 (17.4)	93.4 (80.3)	6.6 (19.7)	0.0 (0.0)	86.1 (82.6)
	500人以上	15.0	100.0	0.0	0.0	85.0
	100人以上 500人未満	13.0	87.3	12.7	0.0	87.0

(注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。

2 () は令和7年の数値である。

(2) 給与改定の状況

表2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は72.7％（昨年70.8％）となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所は昨年に引き続きなかった。

また、表3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.4％（昨年98.1％）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は33.4％（同29.2％）、減額となっている事業所の割合は4.6％（同6.2％）となっている。

表 2

民間における給与改定の状況

(単位：％)

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	72.7 (70.8)	5.0 (2.7)	0.0 (0.0)	22.3 (26.5)
課 長 級	70.6 (67.1)	4.1 (2.5)	0.0 (0.0)	25.3 (30.4)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () は令和 7 年の数値である。

表 3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	定期昇給額・率は昨年と比べて			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	93.9 (98.8)	91.4 (98.1)	33.4 (29.2)	4.6 (6.2)	53.4 (62.7)	2.5 (0.7)	6.1 (1.2)
課 長 級	87.7 (91.0)	85.1 (90.2)	29.2 (25.5)	4.6 (4.5)	51.3 (60.2)	2.6 (0.8)	12.3 (9.0)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () は令和 7 年の数値である。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較したところ、表 4 に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を 13, 142 円 (3.40%) 下回っている。

また、職員と民間従業員の比較に当たって使用した給与種目は表 5 のとおりである。

表 4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A)－(B)
399,131 円	385,989 円	13,142 円 3.40 %

(注) 公民ともに、令和8年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

表 5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、寒冷地手当

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、表6に示すとおりであって、平均給与月額の4.68月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っている。

表 6

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	382,724 円
	上半期 (A ₂)	393,914 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	911,359 円
	上半期 (B ₂)	906,510 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.38 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.30 月分
年 間 計		4.68 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月である。

4 職員と国家公務員との給与比較

民間従業員の給与との比較を行っている行政職給料表適用職員と国家公務員の行政職俸給表(一)適用者の本年4月における平均給与月額を表7のとおりである。

表7

職員と国家公務員との給与比較

その1 民間従業員の給与との比較に用いる平均給与月額の比較（令和8年4月）

（単位：円）

職 員 区 分	平均給与月額	給料(俸給)の月額	地域手当	扶養手当	諸手当
国家公務員	428,451	342,178	43,360	7,841	35,072
本県職員	385,989	354,152	2,372	9,213	20,252

- (注) 1 平均給与月額等は「令和8年国家公務員給与等実態調査」及び「令和8年職員給与実態調査」によるものである。
2 国家公務員の平均年齢は41.7歳、本県職員の平均年齢は43.7歳である。

その2 ラスパイレス指数

区 分	国	本県
令和7年4月	100	99.2

- (注) 1 上記指数は、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員の給料月額について、国家公務員を100とし、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したものである。
2 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.2である。

5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べ、新潟市では0.5%、全国では1.4%の上昇となっている。

また、本委員会が総務省の家計調査等を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ139,990円、158,190円及び176,390円となっている。(資料第25表)

6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、一般職国家公務員の給与等について報告を行い、併せて給与等の改定について勧告を行った。(概要は別記「人事院勧告の概要」のとおり。以下「人事院勧告」という。)

7 給与改定等

職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告の概要等は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

(1) 職員の給与の改定

ア 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

具体的には、人事院勧告において各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上について、昨年を上回る改定を行ったこと及び民間の初任給の動向等を踏まえ、職員採用試験(高校卒業程度)に係る初任給を10,410円、職員採用試験(大学卒業程度)に係る初任給を10,546円引き上げることとし、中堅層以上の職員が在職する号給について、昨年を上回る改定とした上で全年齢層において引上げ改定を行う。

また、定年前再任用短時間勤務職員(注)の基準給料月額については、人事院勧告において近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行ったことを踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行うこととする。

(注) 60歳に達した日以後、定年前に一旦退職した上で短時間勤務の職に採用された職員

イ 通勤手当

人事院は昨年、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を勧告した。

本県における現行制度では、交通機関と自動車等の併用者に限り支給対象としているところであり、昨年の本委員会の報告において、人事院における検討状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、引き続き検討していくこととした。

本年改めて実施した職種別民間給与実態調査の結果において、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が約7割となっていることや、他の都道府県の動向等を考慮し、職員の負担を軽減するため、交通機関と自動車等の併用者に限らず、駐車場等の利用に対する通勤手当を令和9年1月から支給できるようにすることとする。

また、人事院は、月の途中で採用された者等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとした。

本県においても月の途中から職員を採用している状況にあることから、通勤手当の支給方法をより柔軟なものとしていくため、国に準じた所要の措置を講じ、令和9年4月から実施することとする。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することとする。

エ 初任給調整手当

現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とし、第二種初任給調整手当を新設する。また、手当の支給等について、以下のとおりとする。

(ア) 第一種初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の人材確保や処遇改善を図るため、人事院勧告に準じて改定し、本年４月に遡及して実施することとする。

(イ) 第二種初任給調整手当

人事院は、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための第二種初任給調整手当を本年４月から措置することとした。本県においても最低賃金の上昇が続いていることや、他の都道府県の動向等を踏まえ、令和９年４月から措置することとする。

オ 期末手当・勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

期末・勤勉手当の支給月数については、昨年８月から本年７月までの１年間ににおける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告等を踏まえ、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和９年度以降においては、６月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当については、人事院勧告に準じ、現行の支給総額を超えて支給することができることとする。

カ 教員給与

部活動指導に係る教員特殊業務手当及び特別支援教育に従事する教員の給料の調整額については、国における見直しの内容や他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを検討する必要がある。

(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

本年の人事院勧告において、広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上の観点から、広域異動手当の支給割合が引き上げられるとともに、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減するため、転居に関する手当が新設されるなど、異動に関する手当制度の見直しについて言及された。

本県は県土が広いことに加え、離島を有していることから、広域的な異動や、それに伴い転居を行う職員も多く、こうした異動は、県行政を円滑に運営する上で必要なものであるが、国家公務員と同様、職員に経済的負担を生じさせる状況にある。

このため、本県においても広域的な異動や転居に伴う職員の負担に配慮した給与上の処遇を図るため、今後の関係法令の改正状況を踏まえつつ、人事院勧告に準じて転居に関する手当の新設等を行うことが適当である。

(3) 職務・職責をより重視した給与体系等

ア 新たな給与体系

人事院は、昨年報告において、給与体系について、職務・職責に見合った給与が支給されるものとするのが重要であるとし、併せて業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすくなるよう抜本的な

見直しを検討していくとしていたところ、本年の報告では、これらの新たな給与体系について、措置の骨格を示し、令和9年夏に具体的な内容を報告するため、検討を加速していくこととした。

本委員会としては、人事院の検討状況、他の都道府県の動向及び民間の状況等に留意しながら、検討を進めていく必要がある。

イ 60歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院は、本年の報告において、組織パフォーマンス向上の観点から、60歳を超える者を含め、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指していく必要があり、60歳前後の給与水準については、人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要であるとの認識を示すとともに、60歳前後の給与水準等の検討を加速していく方針を表明した。

本委員会としては、人事院の検討状況、他の都道府県の動向及び民間の状況等に留意しながら、検討を進めていく必要がある。

ウ 経験年数による号給調整等

人事院は、初任給の決定に当たり考慮している経験年数のうち、5年を超える部分を18月で除すこととする取扱いの廃止及び下位区分適用の見直しについて、人事院規則を改正して本年4月から施行した。併せて、当該取扱いの廃止に伴って、施行日以後に新たに採用された者との均衡の観点から、在職者について所要の調整を行った。

本委員会においても、国の見直しが、採用前に一定の経験年数を有する採用者の初任給改善につながることを踏まえ、令和9年4月に国に準じた所要の措置を講じることとする。

第2 公務員人事管理について

1 県行政を支える多様で有為な人材の確保

(1) 新規学卒者を対象とする職員採用試験及び広報

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、有為な人材を継続的に確保していかなければならず、今後とも厳しい人材獲得競争が続くことが見込まれ、より一層任命権者と危機感を共有し、連携して取り組んでいく必要がある。

新規学卒者が受験者の大半を占める大学卒業程度採用試験については、これまで実施してきた試験方法の見直しや広報活動の強化に加え、令和8年度は、民間志望者も受験しやすい春季募集枠（旧先行実施枠）の対象職種・採用予定者数を大幅に拡大するとともに、受験会場・日時が選択可能なテストセンター方式を導入することにより、採用予定者の総数を上回る合格者数を確保できた。一方、従来からの夏季募集枠（旧通常実施枠）では、受験者数、合格者数のいずれも大幅に減少し、春季・夏季を合わせても一部の技術系専門職種で採用予定者数を充足できず、極めて厳しい状況が続いている。

このため、採用困難職種に位置付けている総合土木職、林業職、電気職については、採用候補者名簿の有効期間を最大5年間に延長するなど、他職種に先行して試験制度の見直しを行っており、本年度、大学3年生から受験可能な秋季募集枠を創設し、更なる人材確保に取り組んでいるところである。

今後に向けては、受験辞退・採用辞退の防止に資する試験日程・方法とともに、社会人・高校卒業程度採用試験も含め効果的な試験制度に向けて検討を進めていく。

広報活動については、受験者の確保に加え、採用辞退防止の観点からも、県職員の仕事の魅力・やりがいを発信することが重要である。

受験者の確保に向けては、大学1・2年生も含めた就職活動の段階に

応じて求められる情報を年間を通じてSNS等で発信するとともに、大手就職情報サイトの活用や首都圏開催の就職説明会への参加による民間志望者へのアプローチ強化に取り組んできている。

本年度は、採用辞退の防止に向けた新たな取組として、春季募集枠の合格者に対し、合格発表直後のタイミングでガイダンスを開催し、就職先としての新潟県庁の魅力を改めて伝えつつ、入庁に際しての疑問に答え、不安の軽減に努めた。

また、更なる情報発信力の向上を目指し、「新潟県庁ならではの魅力」をより具体的に伝えられるよう、庁内の若手・中堅職員によるワーキングチームを設置したところである。

今後は、任命権者とも連携の上、チームの活動を通じて、職員一人ひとりが感じた成長・やりがい・働きやすさなど「新潟県庁ならではの魅力」を効果的に発信するほか、キャリアパスや転勤などといった学生等が不安に感じる要素を軽減できるよう、丁寧な情報発信に努め、新潟県庁が働く場として選ばれるよう取組を強化していく。

(2) 社会人を対象とする職員採用試験及び広報

民間企業等で培われた専門的な知識や経験を有する人材を確保することを目的に実施しているキャリア採用試験については、これまで、試験回数の増加や対象職種の拡大など、年々合格者数を増やしてきた。

加えて、令和8年度は募集を通年化し、公務員経験者に特化した「行政実務経験枠」を設けた。

新規学卒者を対象とする試験の受験者の大幅な増加が見込めない中、今後も、社会人を対象とする採用試験の不断の見直しに加え、幅広い層からの応募を促進するため、県外からのU・Iターン希望者を対象とした情報発信の強化に努める必要がある。

2 職員一人ひとりが意欲とやりがいを持ち能力を十分に発揮できる職場づくり

(1) 人材の育成

県職員として必要な基礎能力やマインドを養うため、任命権者において、人材育成基本方針等に基づく階層別研修等を実施し、人材育成に取り組んでいるが、職員が仕事に対するやりがいを一層高めるとともに、高度化・専門化する行政ニーズへの対応能力を向上させ、個々の力を最大限発揮できるよう、引き続き、その充実が求められる。

仕事のやりがいについて、職員へのアンケート調査によれば、職場内のコミュニケーションが円滑と感じている職員はやりがいを感じる割合が高く、また、やりがいを感じる職員は「仕事の成果が出る」、「職場内外から感謝・評価される」といった達成感や有用感等がやりがい向上のために大切だと思うとする傾向が認められる。

こうした中、任命権者は、昨年度、若手職員のやりがいや主体性の向上を目的とした新潟県版キャリア選択型人事制度を創設し、本年度は、職員間のポジティブフィードバック等を活用したコミュニケーションの活性化の取組を始めたところであり、これらを通じ、職員一人ひとりの成長や活躍を支援し合う職場環境づくりを進めていくことが期待される。

また、国においては、A I時代における仕事の変化を見据え、国家公務員に求められる人材像やスキル、それらを踏まえた人材育成方法の在り方等についての検討が開始されており、本県においても、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理

職員の能力と実績に基づく人事管理の徹底は、行政運営の効率化を図っていくために不可欠であり、その基礎となる人事評価は人材育成・マネジメント強化のためのツールとしても重要である。

本県においても、職員が成長を実感しつつ仕事への意欲と能力を高め、組織を効率的に運営し、県民サービスの向上に寄与するため、任命権者において人事評価を実施しており、地方公務員法の改正による人事評価の法定化に合わせ、人事管理の基礎としても活用し、その後も制度の見直しを行いながら運用している。

人事評価の結果を人事管理の基礎として十分に活用するためには、公平性、透明性、納得性の高いものである必要があり、任命権者においては、引き続き制度の意義を職員へ周知するとともに、効果的な制度にしていくことが重要である。

(3) 誰もが活躍できる職場づくり

ア 女性職員の活躍推進

任命権者において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく特定事業主行動計画を策定し、取組を進めてきた結果、採用及び管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合について、概ね目標値を達成したところである。

本年度からの同計画の第2期前期計画では、国が定める目標を踏まえ、管理職の女性登用の数値目標が引き上げられており、今後も引き続き、多様な職務経験や研修等を通じた育成や積極的な登用を図り、女性職員の活躍推進に努めるとともに、性別にかかわらず仕事と生活の両立支援や働き方改革などを一層進めていく必要がある。

イ 障害を有する職員の活躍推進

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、本委員会において、合理的な配慮を行いながら障害者採用選考考査を実施しているところである。

任命権者においては、昨年4月に策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者が働きやすい環境づくりに取り組んでおり、本年度から障害を有する会計年度任用職員を対象に正規職員への採用選考

考查を実施するステップアップ制度を導入したところである。

本年7月に障害者の法定雇用率が引き上げられており、引き続き障害者雇用を促進するとともに、職員が障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、同計画における取組を着実に進めていく必要がある。

ウ 高齢層職員の活躍推進

様々な行政課題に対応する観点から、高齢層職員がこれまで培った知識、技術、経験等を活かして能力を十分に発揮し、次の世代に知見を継承していくことが不可欠である。

高齢層職員が新たな立場や役割に応じ、意欲とやりがいを持って働くことができるよう、任命権者においては、引き続き、研修や60歳以降の働き方に係る情報提供に努めるなど、きめ細やかな対応が必要である。

3 職員一人ひとりが働きやすい職場づくり

(1) 長時間勤務の是正

ア 長時間勤務の全体状況

長時間勤務の是正について、これまで、本委員会においては、規則で定めた時間外勤務を命ずることができる上限時間の遵守に向けて、必要な調査・指導を行ってきた。また、任命権者においては、「新潟県庁働き方改革行動計画」に基づき、デジタル化の推進や部局間・部局内における応援体制の積極的な運用などの様々な業務効率化、平準化等を通じ、継続的な時間外勤務縮減の取組が行われている。

本委員会が令和7年度の長時間勤務の状況を調査した結果、上限規則の対象となる職員全体においては、時間外勤務が1箇月に100時間以上の職員は93人(前年度131人)、1年に720時間を超えた職員は53人(同72人)であり、そのうち、知事部局においては、それぞれ48人(同55

人)、31人(同47人)と、いずれも前年度に比べ減少したものの、依然として長時間勤務を行っている職員が多数存在する。

イ 長時間勤務是正に向けた取組

複雑化・多様化する行政課題に対応する中、長時間勤務が常態化している所属が一部で見られ、長時間勤務の是正に向け、実効性のある取組を推進していく必要がある。

そのためには、所属長等の管理職のマネジメントをはじめ、業務量・業務プロセス、職員の意識など、様々な観点から改善を進めていかなければならない。

所属長等の管理職のマネジメントについては、管理職が主導する取組の強化が不可欠であり、業務の効率化や平準化に加え、社会情勢の変化等により必要性が低下した業務の削減や廃止といった見直しを進めていくことが重要である。実際に、管理職が強いリーダーシップを発揮して業務削減等に取り組み、長時間勤務を行う職員数が減少した所属が見られたところである。

こうした中、任命権者では、本年度の働き方改革の取組において、新たに、管理職に業務見直しの取組目標の設定を必須化するなど、管理職主導による業務見直しを推進している。より一層の長時間勤務の是正を図るためには、各所属業務にとどまらず、行政内部の調整業務について業務精選の徹底や業務手法、業務プロセスの見直しを進める等適切な措置を講じるほか、業務量に応じた柔軟な人員配置等の対応を行うことが求められる。

業務効率化等の見直しに当たっては、生成A Iをはじめとしたデジタル技術の活用が進むよう、職員のスキルの向上、効果的な事例やノウハウの共有に取り組むなど、積極的に推進していくことが重要である。

職員の意識の面では、所属全体で業務改善に向けた意識醸成を図るとともに、職員一人ひとりも改善意識を持って主体的に取り組み、組

織が一体となって時間外勤務の縮減を推進していくべきである。

本委員会においては、これまで労働法令遵守の観点から、36協定の遵守状況等の調査を実施し、違反に対し、是正に向けた指導を行ってきた。また、上限時間の遵守状況の調査も行い、上限を超えた場合、任命権者に対し規則遵守の指導及び改善に向けた取組の報告を求めている。

加えて、長時間勤務が常態化している所属を中心に、勤務時間の適正把握状況、長時間勤務の現状及び要因、縮減に向けての課題や取組等について、管理職に対するヒアリングを実施しており、その結果に基づき必要な指導を行ってきた。

今後も職権を有する労働基準監督機関として、労働法令の遵守はもとより、職員の健康保持の観点から、長時間勤務の是正に向け、時間外勤務の状況及び任命権者における取組の状況を把握の上、調査・指導等の必要な取組を進めていく。

(2) 教員の働き方改革の推進

教員の時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、従来から教員の働き方改革に取り組んできたところである。本委員会が令和7年度の県立高等学校等の教員の長時間勤務の状況を調査したところ、時間外在校等時間が1箇月に100時間以上の教員は69人（前年度91人）、1年に720時間を超えた教員は169人（同207人）と、前年度に比べ減少したものの、依然として長時間勤務を行っている教員が多数存在する。

県教育委員会は、本年3月に「新潟県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、令和11年度までに、時間外在校等時間について、1箇月の平均を30時間以下とすること及び月45時間を超える教員の割合を一定以下にすることを目標としている。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会においては、長時間勤務の是正及び実施計画の目標達成に向けて、働き方改革の取組を一層推進する必

要がある。特に、教員が専門性を発揮し、本来担うべき教育活動に専念できるよう、実施計画に基づく「学校と教師の業務の3分類」の考え方により、これまで学校や教員が担ってきた業務の見直しを進めることが重要である。

また、外部人材やデジタル技術の活用を進めるとともに、教員が担っている業務の適正化を図り、時間外在校等時間の縮減を着実に進めることが求められる。

本委員会においても、時間外在校等時間の状況や実施計画に基づく取組の状況を把握し、県教育委員会と認識を共有しながら連携を図るとともに、調査・指導等の必要な取組を進めていく。

(3) ハラスメントの防止に向けた取組

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つけ、メンタルヘルスの不調の原因にもなり得る上、職場秩序の乱れや業務への支障となることから、組織に対する社会的評価にも悪影響を与えかねない重大な問題である。

任命権者が実施したアンケートによれば、ハラスメントを受けたと感じたことがある職員の割合は1割程度であるが、意識啓発等の取組により減少傾向にある。一方、相談窓口の設置や周知等により、ハラスメントに関する相談件数は増加傾向にあり、悩みを抱える職員が相談しやすくなってきていると考えられる。

任命権者においては、これまで、指針や要綱を定め、職員の意識啓発や研修の実施等、ハラスメントの発生防止に向けた様々な取組を進めており、今後も職場の実態を踏まえ、これらの取組を継続的に実施していく必要がある。相談窓口については、職員が安心して相談できるよう、引き続き周知を図るとともに、迅速かつ適切な解決につなげるため、担当職員の対応力の向上を図ることが重要である。

また、カスタマーハラスメントについては、国において労働施策総合推進法の改正を受けた指針が策定され、カスタマーハラスメントの防止

のために講ずべき措置が示された。

本県では、既に要綱やマニュアルの制定等が行われているが、国における法改正や指針の策定を踏まえ、引き続き職員が安心して職務に従事できる環境づくりに向け、適切に対応していく必要がある。

このほか、現在、人事院において、公平審査及び苦情相談制度をより迅速かつ実効性のあるものに見直す研究が進められていることから、本委員会としてもその動向を注視していく。

(4) 職員の健康管理

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしている。中でも、若年層で高い割合が続いており、近年は女性が増加傾向にある。

職員の健康及び福祉を確保するため、セルフケアを促し、ラインケアを実施するとともに、職場内外において相談しやすい環境を整備し、健康障害の未然防止や早期対応、長期療養者の職場復帰支援に取り組む必要がある。

任命権者においては、従来から、職員の健康障害の未然防止や早期対応の取組として、専門家によるメンタルヘルス相談、ストレスチェック結果の職場環境改善への活用、長時間勤務を行った職員に対する面接指導などを実施してきた。また、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援として、職場復帰プランの作成、試し出勤制度などを実施している。今後も、これらの取組を着実に推進するとともに、職員の健康管理に一層努めていくことが求められる。

また、女性活躍推進法の改正により、女性の活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべきことが基本原則に規定された。任命権者においては、本年度からの特定事業主行動計画において、女性の健康上の特性に関する取組を位置付けたところであり、今後、同計画に基づき、女性職員の健康上の特性に留意しながら、活躍推進の取組を着実に進めていく必要がある。

(5) 柔軟な働き方への対応

ア 無給休暇の新設及び代休日の指定等の見直し

本年、人事院は、職員が様々な事情を抱えながらも勤務を継続できるよう、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず利用できる年間7日の無給休暇を新設するとともに、職員の総実勤務時間縮減の観点から、代休日の指定及び週休日の振替等が行いやすくなるよう、取得単位を見直すことについて勧告した。

本県においては、近年、職員の働き方や一人ひとりが有する事情が多様化しており、育児や介護に限らず、様々な事情により既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合にあっては、安心して勤務を継続できる環境を整備することが必要である。

また、長時間勤務の是正や総実勤務時間の縮減を図るため、休日や週休日に勤務した時間と同程度休むことができるようにすることも重要である。

このため、人事院が勧告した無給休暇の新設や代休日の指定及び週休日の振替等の見直しについて、国の制度設計や他の都道府県の動向を踏まえ、本県の実情に応じた制度内容を検討する必要がある。

イ フレックスタイム制について

人事院は、フレックスタイム制の導入後も制度の充実に向けた改善を進めており、本年の報告においても、最低勤務時間の見直し等、更なる柔軟化について言及しているほか、既に過半数の都道府県で導入されている状況にある。

本県においては、国及び他の都道府県の動向を引き続き注視するとともに、導入に伴う課題を勘案し、検討を進めていく必要がある。

4 公務員倫理の確保

公務に対する信頼を確保するためには、法令を遵守するとともに、真摯に職務に精励することが前提となる。しかしながら、学校現場における横領等重大な法令違反の不祥事が、令和7年度において前年度より多く発生していることなどは、信頼を揺るがすものである。

任命権者においては、これまで以上に再発防止策の徹底を図るとともに、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保に万全を期すなど、不祥事の根絶に向けて対策を進める必要がある。

職員においても、勤務時間の内外を問わず、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

第3 むすび

給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。こうした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】 ※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例

ア 給料表

(ア) 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) (ア)による改定後の給料表のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第3の教育職給料表(ニ)及び教育職給料表(三)並びに市町村立学校職員の給与に関する条例別表第1の教育職給料表(一)及び教育職給料表(ニ)の備考(2)を次のとおりとすること。

a 一般職の職員の給与に関する条例別表第3の教育職給料表(ニ)及び市町村立学校職員の給与に関する条例別表第1の教育職給料表(一)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に15,400円（人事委員会規則で定める場合にあっては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

b 一般職の職員の給与に関する条例別表第3の教育職給料表(三)

及び市町村立学校職員の給与に関する条例別表第 1 の教育職給料表(二)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 15,600 円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が 4 級である職員の給料月額は、この表の額に 8,100 円をそれぞれ加算した額とする。

イ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(イ) 1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車料金等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

ウ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（市町村立学校職員の宿日直勤務は 6,700 円）とすること。

エ 初任給調整手当

現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とし、第二種初任給調整手当を新設すること。手当の支給等について、以下のとおりとすること。

(ア) 第一種初任給調整手当

a 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する

支給月額を418,600円とすること。

- b 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

(イ) 第二種初任給調整手当

- a 新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第3条第1項の勤務時間を考慮して1時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を第二種初任給調整手当として支給すること。
- b 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、aの職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

オ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和8年12月期の支給割合

- a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.55月分）とすること。

- b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.65月分）とするこ

と。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7125 月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5375 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6375 月分）とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ア 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 令和 8 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.775 月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

ア 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 8 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

(ウ) 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額の取扱いについて、人事院勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(1)のオの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については同年12月 1 日から、1 の(1)のアの(イ)及びイについては令和 9 年 1 月 1 日から、1 の(1)のエの(イ)及びオの(イ)、(2)のイの(イ)並びに(3)のイの(イ)及び(ウ)については同年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1

一般職の職員の給与に関する条例

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700						
	87	275,800	315,600	366,900	409,100						
	88	276,100	315,900	367,300	409,500						
	89	276,400	316,200	367,500	409,800						
	90	276,700	316,500	367,900	410,300						
	91	277,000	316,800	368,300	410,700						
	92	277,300	317,100	368,700	411,100						
	93	277,600	317,300	368,900	411,400						
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								

	117		324, 100									
	118		324, 300									
	119		324, 600									
	120		324, 900									
	121		325, 200									
	122		325, 400									
	123		325, 700									
	124		326, 000									
	125		326, 300									
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218, 800	247, 600	292, 400	314, 800	331, 600	359, 500	405, 400	442, 400	499, 600	586, 200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900			
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300			
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700			
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000			
	90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400			
	91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800			
	92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200			
	93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500			
	94	328,700	351,500	378,300	414,900				
	95	329,600	352,700	379,800	415,400				
	96	330,400	353,900	381,200	415,900				
	97	331,100	355,100	382,500	416,300				
	98	331,900	356,400	383,700	416,800				
	99	332,700	357,600	384,800	417,300				
	100	333,500	358,800	386,000	417,700				
	101	334,400	360,200	387,100	418,000				
	102	335,400	361,100	388,200	418,400				
	103	336,400	362,100	389,300	418,800				
	104	337,300	363,200	390,400	419,100				
	105	338,100	364,300	391,600	419,400				
	106	338,700	365,400	392,100	419,900				
	107	339,300	366,400	392,700	420,400				
	108	339,900	367,400	393,300	420,900				
	109	340,400	368,600	393,900	421,200				
	110	340,900	369,600	394,400	421,700				
	111	341,300	370,600	394,800	422,200				
	112	341,800	371,500	395,300	422,700				
	113	342,600	372,400	395,700	423,000				
	114	343,200	373,300	396,100	423,500				
	115	343,900	374,200	396,600	424,000				
	116	344,500	375,200	397,100	424,500				

	117	345,100	376,200	397,500	424,900					
	118	345,800	376,600	398,000	425,400					
	119	346,500	377,200	398,600	425,800					
	120	347,200	377,800	399,100	426,300					
	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800						
	123	348,600	378,900	400,300						
	124	349,100	379,300	400,700						
	125	349,400	379,700	401,200						
	126		380,100	401,700						
	127		380,500	402,200						
	128		380,900	402,700						
	129		381,300	403,000						
	130		381,700	403,500						
	131		382,100	404,000						
	132		382,500	404,500						
	133		382,700	404,800						
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 277,300	円 290,300	円 295,200	円 330,500	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	
	49	295,500	352,500	420,600	471,500	
	50	296,300	354,300	422,000	472,700	
	51	297,000	356,000	423,400	473,900	
	52	297,800	357,700	424,700	475,100	
	53	298,600	359,400	425,900	476,300	
	54	299,400	360,800	427,100	477,500	
	55	300,100	362,200	428,400	478,700	
	56	300,900	363,700	429,700	479,900	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	301,600	365,300	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	437,500	
	63	305,900	374,800	438,900	
	64	306,500	376,300	440,200	
	65	307,500	377,900	441,400	
	66	308,300	379,500	442,600	
	67	309,000	381,100	443,900	
	68	309,700	382,600	445,300	
	69	310,400	384,100	446,600	
	70	311,100	385,700	447,800	
	71	311,800	387,100	448,800	
	72	312,500	388,600	450,000	
	73	313,200	390,100	451,200	
	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	
	89	323,900	411,900	464,200	
	90	324,700	413,200	464,500	
	91	325,400	414,300	464,800	
	92	326,200	415,500	465,000	
	93	326,700	416,700	465,300	
	94	327,400	417,800	465,600	
	95	328,100	419,000	465,900	
	96	328,800	420,200	466,100	
	97	329,400	421,600	466,300	
	98	330,000	422,600		
	99	330,800	423,600		
	100	331,500	424,600		
	101	332,300	425,500		
	102	333,100	426,500		
	103	334,000	427,600		
	104	334,800	428,700		
	105	335,400	429,400		
	106	336,200	430,300		
	107	337,000	431,200		
	108	337,800	432,100		
	109	338,400	432,900		
	110	338,800	433,700		
	111	339,100	434,500		
	112	339,600	435,300		
	113	340,100	435,900		
	114	340,500	436,600		
	115	340,900	437,300		
	116	341,300	438,000		

	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800	446,300			
	147	351,100	446,600			
	148	351,400	446,800			
	149	351,600	447,000			
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 268,200	円 313,100	円 345,700	円 376,600	円 471,600

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表(三)の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	
	53	298,000	338,100	416,400	437,400	
	54	298,800	340,000	417,500	438,500	
	55	299,400	341,800	418,500	439,600	
	56	300,100	343,500	419,500	440,700	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	
	83	317,400	385,600	441,100	
	84	318,000	386,800	441,300	
	85	318,400	387,900	441,500	
	86	318,800	389,100	441,800	
	87	319,300	390,100	442,100	
	88	319,800	391,200	442,300	
	89	320,200	392,200	442,500	
	90	320,600	393,300	442,800	
	91	321,000	394,400	443,100	
	92	321,400	395,400	443,300	
	93	321,700	396,500	443,500	
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700		
	99	323,800	402,600		
	100	324,100	403,500		
	101	324,500	404,300		
	102	324,800	405,300		
	103	325,100	406,100		
	104	325,400	407,000		
	105	325,600	407,800		
	106	325,900	408,700		
	107	326,200	409,600		
	108	326,400	410,500		
	109	326,600	411,300		
	110	326,800	412,300		
	111	327,100	413,200		
	112	327,400	414,100		
	113	327,600	414,700		
	114	327,800	415,600		
	115	328,000	416,500		
	116	328,300	417,400		

	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 259,100	円 310,000	円 340,900	円 370,000	円 460,300

備考 (1) この表は、中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(二)の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	

	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600	507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500		
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800		
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100		
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400		
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700		
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000		
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300		
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500		
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800		
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100		
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400		
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600		
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800		
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100		
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400		
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600		
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800			
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500			
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100			

	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500			
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000			
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600			
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200			
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600			
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100			
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600			
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100			
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700			
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200			
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800			
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400			
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900			
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400			
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800			
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200			
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500			
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000			
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400			
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800			
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200			
	78	274,300	310,800	348,600	370,700				
	79	274,600	311,000	349,000	370,900				
	80	274,800	311,300	349,500	371,200				
	81	275,000	311,600	350,000	371,700				
	82	275,300	311,800	350,300	372,000				
	83	275,600	312,100	350,500	372,300				
	84	275,800	312,400	350,800	372,600				
	85	276,000	312,600	351,200	373,000				
	86		312,800	351,600	373,300				
	87		313,000	351,900	373,600				
	88		313,200	352,200	373,900				
	89		313,600	352,500	374,300				
	90		313,800	352,700	374,600				
	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900	375,800				
	95		315,000	354,200	376,200				
	96		315,300	354,400	376,600				
	97		315,600	354,600	377,100				
	98		315,800	354,900	377,500				
	99		316,000	355,200	377,900				
	100		316,300	355,400	378,300				
	101		316,600	355,600	378,800				
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					
	106			356,900					
	107			357,300					
	108			357,700					
	109			357,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700	484,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600	407, 000	461, 600
	58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500	407, 700	
	59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600	408, 400	
	60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800	409, 000	
	61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900	409, 600	
	62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100	410, 200	
	63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300	410, 900	
	64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300	411, 500	
	65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300	412, 200	
	66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300	412, 700	
	67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400	413, 300	
	68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500	413, 800	
	69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300	414, 200	
	70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400	414, 800	
	71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500	415, 200	
	72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500	415, 500	
	73	300, 000	322, 700	358, 600	384, 200	415, 800	
	74	300, 500	323, 500	359, 800	385, 000	416, 300	
	75	301, 000	324, 400	360, 900	385, 800	416, 700	
	76	301, 500	325, 300	362, 000	386, 500	417, 000	
	77	302, 000	326, 100	363, 100	387, 100	417, 300	
	78	302, 500	327, 000	364, 200	387, 600	417, 800	
	79	303, 100	327, 900	365, 200	388, 100	418, 300	
	80	303, 500	328, 700	366, 300	388, 600	418, 700	
	81	304, 000	329, 200	367, 200	389, 200	419, 000	
	82	304, 400	329, 900	368, 200	389, 700	419, 400	
	83	304, 900	330, 700	369, 100	390, 200	419, 900	
	84	305, 400	331, 500	370, 100	390, 700	420, 300	
	85	305, 800	332, 300	371, 000	391, 100	420, 700	
	86	306, 200	333, 100	371, 800	391, 500		
	87	306, 700	334, 100	372, 600	392, 100		
	88	307, 200	335, 100	373, 400	392, 600		
	89	307, 600	336, 000	374, 000	392, 900		
	90	308, 100	337, 000	374, 600	393, 400		
	91	308, 600	338, 000	375, 200	393, 700		
	92	309, 100	339, 000	375, 800	394, 000		
	93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600		
	94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100		
	95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600		
	96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100		
	97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700		
	98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200		
	99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700		
	100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100		
	101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700		
	102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200		
	103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700		
	104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200		
	105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800		
	106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200		
	107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700		
	108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200		
	109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800		
	110	316, 100	348, 200	383, 600			
	111	316, 300	348, 500	384, 100			
	112	316, 600	348, 800	384, 500			
	113	316, 900	349, 100	384, 900			
	114	317, 100	349, 500	385, 300			
	115	317, 400	349, 800	385, 800			
	116	317, 600	350, 100	386, 300			

	117	317,900	350,300	386,700				
	118	318,100	350,600	387,200				
	119	318,400	350,900	387,700				
	120	318,700	351,100	388,200				
	121	319,000	351,300	388,500				
	122	319,300	351,600					
	123	319,600	351,900					
	124	319,900	352,200					
	125	320,100	352,400					
	126	320,300	352,700					
	127	320,600	353,000					
	128	321,000	353,200					
	129	321,200	353,400					
	130	321,500	353,600					
	131	321,800	353,900					
	132	322,200	354,100					
	133	322,400	354,400					
	134	322,700	354,800					
	135	323,000	355,200					
	136	323,300	355,600					
	137	323,500	355,900					
	138	323,800	356,300					
	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	
	45	278,100	335,200	403,200	463,000	
	46	279,400	335,700	404,200	463,800	
	47	280,700	336,200	405,000	464,700	
	48	281,900	336,600	405,700	465,600	
	49	283,100	337,000	406,400	466,400	
	50	284,200	337,400	407,100	467,200	
	51	285,300	337,800	407,700	467,800	
	52	286,400	338,300	408,300	468,600	
	53	287,400	338,700	408,900	469,000	
	54	288,500	339,100	409,600	469,600	
	55	289,500	339,500	410,400	470,100	
	56	290,500	339,900	411,200	470,600	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	291,500	340,300	411,800	471,100
	58	292,200	340,600	412,600	
	59	292,700	341,000	413,300	
	60	293,300	341,400	414,000	
	61	293,900	341,800	414,600	
	62	294,500	342,300	415,300	
	63	295,100	342,900	415,900	
	64	295,700	343,400	416,600	
	65	296,300	343,800	417,300	
	66	296,800	344,400	417,900	
	67	297,400	344,900	418,500	
	68	297,900	345,500	419,200	
	69	298,500	346,000	419,900	
	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		
	89	311,200	356,700		
	90	311,800	357,200		
	91	312,500	357,500		
	92	313,100	357,900		
	93	313,700	358,200		
	94	314,200	358,500		
	95	314,800	358,900		
	96	315,300	359,300		
	97	315,600	359,800		
	98	316,000	360,300		
	99	316,400	360,800		
	100	316,900	361,300		
	101	317,300	361,800		
	102	317,600	362,300		
	103	317,900	362,700		
	104	318,200	363,200		
	105	318,600	363,600		
	106	318,900	364,000		
	107	319,300	364,500		
	108	319,600	364,900		
	109	319,800	365,400		
	110	320,200	365,800		
	111	320,500	366,200		
	112	320,700	366,600		
	113	321,000	367,100		
	114	321,300	367,500		
	115	321,600	367,900		
	116	321,900	368,300		

	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 250,200	円 296,600	円 324,600	円 371,700	円 435,900

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700
	66	279,900	337,700	364,000	412,600	
	67	280,200	338,400	364,400	413,200	
	68	280,500	339,100	364,900	413,700	
	69	280,900	339,600	365,100	414,100	
	70	281,200	340,100	365,600	414,600	
	71	281,500	340,600	366,000	415,100	
	72	281,900	341,000	366,400	415,600	
	73	282,300	341,400	366,700	416,100	
	74	282,600	341,900	367,100	416,500	
	75	283,000	342,400	367,600	416,800	
	76	283,300	342,800	368,000	417,100	
	77	283,600	343,100	368,200	417,300	
	78	284,000	343,400	368,500	417,500	
	79	284,400	343,700	368,900	417,800	
	80	284,700	344,000	369,300	418,100	
	81	284,900	344,300	369,600	418,300	
	82	285,200	344,600	369,900	418,600	
	83	285,600	344,800	370,300	418,900	
	84	285,900	345,100	370,700	419,100	
	85	286,100	345,500	371,000	419,300	
	86	286,400	345,900	371,400		
	87	286,800	346,200	371,800		
	88	287,100	346,400	372,000		
	89	287,400	346,900	372,300		
	90	287,600	347,300			
	91	287,900	347,500			
	92	288,200	347,800			
	93	288,500	348,200			
	94	288,800	348,600			
	95	289,200	348,900			
	96	289,500	349,200			
	97	289,700	349,400			
	98	290,000	349,700			
	99	290,300	350,000			
	100	290,600	350,300			
	101	290,900	350,700			
	102	291,200	350,900			
	103	291,500	351,200			
	104	291,800	351,600			
	105	292,000	352,000			
	106	292,200	352,300			
	107	292,500	352,600			
	108	292,800	352,900			
	109	293,100	353,200			
	110	293,400	353,600			
	111	293,700	353,900			
	112	293,900	354,100			
	113	294,200	354,300			
	114	294,400	354,600			
	115	294,700	354,800			
	116	295,100	355,100			

	117	295,400	355,300				
	118	295,700					
	119	296,000					
	120	296,300					
	121	296,500					
	122	296,700					
	123	297,100					
	124	297,400					
	125	297,600					
	126	297,900					
	127	298,200					
	128	298,600					
	129	298,800					
	130	299,200					
	131	299,600					
	132	299,900					
	133	300,100					
	134	300,400					
	135	300,800					
	136	301,100					
	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 233,900	円 276,700	円 292,500	円 330,100	円 359,500	円 405,400

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校職員の給与に関する条例

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	
	49	295,500	352,500	420,600	471,500	
	50	296,300	354,300	422,000	472,700	
	51	297,000	356,000	423,400	473,900	
	52	297,800	357,700	424,700	475,100	
	53	298,600	359,400	425,900	476,300	
	54	299,400	360,800	427,100	477,500	
	55	300,100	362,200	428,400	478,700	
	56	300,900	363,700	429,700	479,900	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	301,600	365,300	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	437,500	
	63	305,900	374,800	438,900	
	64	306,500	376,300	440,200	
	65	307,500	377,900	441,400	
	66	308,300	379,500	442,600	
	67	309,000	381,100	443,900	
	68	309,700	382,600	445,300	
	69	310,400	384,100	446,600	
	70	311,100	385,700	447,800	
	71	311,800	387,100	448,800	
	72	312,500	388,600	450,000	
	73	313,200	390,100	451,200	
	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	
	89	323,900	411,900	464,200	
	90	324,700	413,200	464,500	
	91	325,400	414,300	464,800	
	92	326,200	415,500	465,000	
	93	326,700	416,700	465,300	
	94	327,400	417,800	465,600	
	95	328,100	419,000	465,900	
	96	328,800	420,200	466,100	
	97	329,400	421,600	466,300	
	98	330,000	422,600		
	99	330,800	423,600		
	100	331,500	424,600		
	101	332,300	425,500		
	102	333,100	426,500		
	103	334,000	427,600		
	104	334,800	428,700		
	105	335,400	429,400		
	106	336,200	430,300		
	107	337,000	431,200		
	108	337,800	432,100		
	109	338,400	432,900		
	110	338,800	433,700		
	111	339,100	434,500		
	112	339,600	435,300		
	113	340,100	435,900		
	114	340,500	436,600		
	115	340,900	437,300		
	116	341,300	438,000		

	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800	446,300			
	147	351,100	446,600			
	148	351,400	446,800			
	149	351,600	447,000			
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 268,200	円 313,100	円 345,700	円 376,600	円 471,600

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表(二)の適用を受ける者を除く。）に適用する。

- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	
	53	298,000	338,100	416,400	437,400	
	54	298,800	340,000	417,500	438,500	
	55	299,400	341,800	418,500	439,600	
	56	300,100	343,500	419,500	440,700	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	
	83	317,400	385,600	441,100	
	84	318,000	386,800	441,300	
	85	318,400	387,900	441,500	
	86	318,800	389,100	441,800	
	87	319,300	390,100	442,100	
	88	319,800	391,200	442,300	
	89	320,200	392,200	442,500	
	90	320,600	393,300	442,800	
	91	321,000	394,400	443,100	
	92	321,400	395,400	443,300	
	93	321,700	396,500	443,500	
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700		
	99	323,800	402,600		
	100	324,100	403,500		
	101	324,500	404,300		
	102	324,800	405,300		
	103	325,100	406,100		
	104	325,400	407,000		
	105	325,600	407,800		
	106	325,900	408,700		
	107	326,200	409,600		
	108	326,400	410,500		
	109	326,600	411,300		
	110	326,800	412,300		
	111	327,100	413,200		
	112	327,400	414,100		
	113	327,600	414,700		
	114	327,800	415,600		
	115	328,000	416,500		
	116	328,300	417,400		

	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 259,100	円 310,000	円 340,900	円 370,000	円 460,300

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100

	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	
	86		312,800	351,600	373,300	
	87		313,000	351,900	373,600	
	88		313,200	352,200	373,900	
	89		313,600	352,500	374,300	
	90		313,800	352,700	374,600	
	91		314,000	353,100	374,800	
	92		314,200	353,400	375,100	
	93		314,600	353,600	375,400	
	94		314,800	353,900	375,800	
	95		315,000	354,200	376,200	
	96		315,300	354,400	376,600	
	97		315,600	354,600	377,100	
	98		315,800	354,900	377,500	
	99		316,000	355,200	377,900	
	100		316,300	355,400	378,300	
	101		316,600	355,600	378,800	
	102		316,800	355,800		
	103		317,000	356,200		
	104		317,300	356,400		
	105		317,600	356,600		
	106			356,900		
	107			357,300		
	108			357,700		
	109			357,900		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 219,900	円 247,700	円 279,200	円 294,400	円 323,100

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	
	86	275,500	315,300	366,500	408,700		
	87	275,800	315,600	366,900	409,100		
	88	276,100	315,900	367,300	409,500		
	89	276,400	316,200	367,500	409,800		
	90	276,700	316,500	367,900	410,300		
	91	277,000	316,800	368,300	410,700		
	92	277,300	317,100	368,700	411,100		
	93	277,600	317,300	368,900	411,400		
	94		317,500	369,200			
	95		317,800	369,600			
	96		318,200	369,900			
	97		318,400	370,200			
	98		318,700	370,600			
	99		319,000	371,000			
	100		319,400	371,400			
	101		319,600	371,900			
	102		319,900	372,300			
	103		320,200	372,700			
	104		320,500	373,100			
	105		320,700	373,600			
	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				
	115		323,500				
	116		323,900				

	117		324, 100				
	118		324, 300				
	119		324, 600				
	120		324, 900				
	121		325, 200				
	122		325, 400				
	123		325, 700				
	124		326, 000				
	125		326, 300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 218, 800	円 247, 600	円 292, 400	円 314, 800	円 331, 600	円 359, 500

備考 この表は、事務職員に適用する。

別記第2**一般職の任期付研究員の採用等に関する条例****第5条第1項の給料表**

号 給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第3**一般職の任期付職員の採用等に関する条例****第7条第1項の給料表**

号 給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000